

バイアスロン競技用ライフル銃の技能講習の免除に関する推薦基準要綱

1. 趣 旨

この要綱は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号。以下「銃刀法」という。）第七条の三第三項第一号の許可の更新に必要な基準等を定めるものである。

2. 推薦基準

次の各号にすべて該当する者で、日本バイアスロン連盟が適当であると認めた者について行うものとする。

- (1) 満 20 歳以上の者及び満 18 歳以上で日本バイアスロン連盟の定めた者
- (2) 日本バイアスロン連盟の正会員
- (3) 日本スポーツ協会または日本バイアスロン連盟が主催して行う運動競技会のバイアスロン競技の選手または候補者と認められる者
- (4) 日本スポーツ協会または日本バイアスロン連盟が主催して行う運動競技会（都道府県バイアスロン連盟等の日本バイアスロン連盟の加盟団体（以下「加盟団体」という。）が主催して行う運動競技会を含む。）のバイアスロン競技に 3 年間 6 種目以上参加し得る者（レーザーライフル銃使用大会を含む）

3. 推薦の手続

- (1) バイスロン競技用ライフル銃の技能講習の免除を受けようとする者は、技能講習免除推薦上申書（技講免様式第 1 号。以下「推薦上申書」という。）及び競技会参加実績報告書（技講免様式第 2 号）に所定の事項を記載し、手数料 5 千円を納付し日本バイアスロン連盟に提出する。
- (2) 日本バイアスロン連盟は、銃所持推薦・射撃委員会で審査の上、申請者が推薦基準に適合すると認定した場合は、その者についてのバイスロン競技用ライフル銃の技能講習免除推薦依頼書（技講免様式第 3 号）1 通を作成し、日本スポーツ協会に提出する。
- (3) 日本バイアスロン連盟は、推薦書⁽¹⁾の写しを作成した後、推薦書正本 1 通および写しを申請者に送付する。
- (4) 推薦書は 1 銃につき 1 通とし、推薦を受けた者がこれを都道府県公安委員会への申請書に添付できる期間は 1 年とする。ただし、推薦を受けているライフル銃の更新には、日本スポーツ協会の再推薦は必要としない。

4. 取り消しの手続き

- (1) 銃所持者自ら取り消しの基準⁽²⁾に該当するにいたったと認めるときは、推薦取消上申書（技講免様式第 5 号）1 通を作成し、日本バイアスロン連盟に送付する。
- (2) 推薦取消上申書を受けた日本バイアスロン連盟は、その者について推薦委員会で審査の上、取り消しの基準⁽²⁾に該当すると認めたときは、推薦取消依頼書（技講免様式第 6 号）1 通を作成し日本スポーツ協会に提出する。
- (3) 前項（2）の推薦取消上申書が提出されていない場合であっても、取り消しの基準⁽²⁾に該当すると認めたときは、理事会決議に基づき、会長が推薦取消依頼書（銃所推様式第 7 号）1 通を作成し日本スポーツ協会に提出する。
- (4) 日本バイアスロン連盟は、推薦取消書を被取消者に交付するとともに、推薦取消通知書を被取消者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に送付する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 9 月 11 日から施行する。

【以下、関連条文】

- 1：銃刀法第五条の二第四項二
- 2：銃刀法第十一条